

みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号)及びみんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 次の各号のいずれかに該当するイベントは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教的、政治的又は商業的宣伝意図のあるもの
- (2) 営利又はチャリティを主たる目的とするもの
- (3) 暴力団又はこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) イベントの実施内容が、地方公共団体の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合
- (2) 市町村がイベントの実施主体の構成員であって、当該市町村が構成員の中心たる立場である場合

(採択基準)

第3条 補助対象事業として採択するための基準は、次のとおりとする。

- (1) 国及び県が定める催物の開催制限等の取扱いに従うこと
- (2) 実施するイベントの内容に応じて、業界団体が定めるガイドラインに則った新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと
- (3) イベントを実施することにより、相当程度の経済効果をもたらすことが期待されること
- (4) 商工会、商工会議所、商店街振興組合等と連携して開催していること

(補助対象事業の募集、選考)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、応募書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに鹿児島県みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業事務局(以下「事務局」という。)に提出するものとする

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)

2 事務局は、応募書の提出があったときは、要綱第2条の規定及び前条に規定する基

準に従って審査の上、補助金の交付の対象とすることが適当か否かを決定し、応募書の提出者に対して文書で通知するものとする。

(補助対象経費)

第5条 要綱第2条第3項の表の「その他知事が特に必要と認める経費」に該当しないものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 事務運営管理に関する経費 事務所運営に係る光熱水費、電話代、交際費、維持人件費など
- (2) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 交際費・接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティ経費など
- (3) その他、補助の対象とすることが適当でない経費 金券類の購入費、プレミアム付き商品券、バルチケット、割引券等の原資分、各種ポイント還元分、記念品代、個人への支給品代（地域産物を活用した景品を除く）、出演者への花束代、主催者が管理する会場や道具類の使用料又はそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）、金融機関への支払利息、遅延損害金など

(イベントの中止)

第6条 地震、風水害、荒天、事件、事故又は疾病等、補助事業者の責によらない事由でイベントを中止した場合の補助金交付額は、参加料金又は出店料その他これに類する料金の取扱いや収支状況等を踏まえて決定する。

2 前項に規定する事由によるイベントの中止や延期の判断に当たっては、あらかじめイベント開催者が事務局と協議するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和3年10月18日から施行する。